

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第325回本審議会議事録

### 1 日 時

平成30年7月4日（水） 15時30分～16時15分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用会議室C

### 3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、表田委員、立見委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、北畑委員、佐村委員、福西委員

（使用者代表委員）

中野委員、平岡委員、横田委員、吉田（博）委員、吉田（豊）委員

（事務局）

田畑労働局長、小島労働基準部長、安富賃金課長、佐渡主任賃金指導官、小松賃金指導官、青木賃金指導官、寺戸最低賃金係長

### 4 審議事項

（1）本年度の審議の進め方について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

（4）その他

(開会 15時30分)

## 佐渡主任賃金指導官

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第325回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員5名、合計16名の委員のご出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについてご報告申し上げます。

なお、労働者を代表する上山委員、使用者を代表する古谷委員は、本日所用のためご欠席でございます。

それではまず、大阪労働局長の田畑からご挨拶申し上げます。

## 田畑労働局長

大阪労働局長の田畑でございます。

皆様方におかれましては、日ごろから大変お忙しい中、最低賃金の審議を初めとして労働行政の推進にご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

また、本日は会議に天候が悪くお集まりいただき、ありがとうございます。

さて、昨年度の地域別最低賃金の審議におきましては、地域別最低賃金改定の目安が時間額表示に一本化されて以来最高額となる26円で示される中、自主性発揮等の観点から効率的な審議にご尽力いただき、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情などを十分ご勘案いただき、中小企業の経営力強化、生産性向上の取り組みに対する国の各種支援措置に関する要請を答申文に盛り込まれた上で、26円引き上げのご答申をいただきました。この結果、大阪府最低賃金は時間額909円になったところでございます。

本年度の地域別最低賃金の審議につきましては、6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定の目安諮問が行われたところでございまして、当局といたしましては、本日この後、貴審議会への改正諮問を予定しております。

審議に際しましては、平成29年3月28日に策定された働き方改革実行計画を踏まえてご審議をいただきたいということで、本省の方での中央最低賃金審議会での諮問にもその旨、記されているところでございますけれども、そういったことも踏まえてご審議をいただきますよう私からもよろしくお願い申し上げます。

また、特定最低賃金に関しましても、6月29日までに7件全ての業種で改正決定の申し出がございました。その改正決定等についての諮問も併せて予定しております。よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、これから夏の暑い時期にかけてご労苦をおかけすることになるかと存じますけれども、本年度も貴審議会の自主性を十分にご発揮をいただき、ご審議をいただくことを切に希望申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

## 佐渡主任賃金指導官

それでは、審議に移らせていただきます。

以後の議事進行につきましては、会長、よろしくお願い申し上げます。

## 服部会長

それでは、引き続き、本年度も会長を務めさせていただきます服部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最低賃金審議会の関係法令並びに基礎となります制度の趣旨に則りまして、運営をさせていただきます。

労使を代表する委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から率直なご意見をお示しいただきますように切に願っております。最低賃金の適正な金額審議のための議論を進めてまいりたいと存じますので、皆様、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、本年度の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。失礼いたします。

それでは、審議を進めてまいりたいと存じます。

お手元の会議次第に沿って進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議事に入ります前に、前回総会后、新たに委員に就任された方の紹介をさせていただきます。

労働者を代表する委員におかれましては、佐村委員が新たにお入りになっておられます。

## 佐村委員

今期から委員になりました佐村です。よろしくお願い致します。

## 服部会長

ありがとうございます。

使用者を代表する委員におかれましては、横田委員がお入りになっておられます。

## 横田委員

横田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

## 服部会長

ありがとうございます。

また、小委員会の委員を新たに指名しておりますので、ご報告をさせていただきます。

本年1月17日付で労働者を代表する委員の北畑委員を運営小委員会委員に、また佐村委員を特別小委員会委員及び基本問題協議会の委員に指名をさせていただいております。

次に、本年6月6日付で使用者を代表する委員の横田委員を運営小委員会、特別小委員会及び基本問題協議会の委員に指名をさせていただいております。

以上、報告をさせていただきました。

それでは、議事（1）本年度の審議の進め方についてに入ります。

本年6月15日に運営小委員会を開催し、私が委員長となって本年度の審議の進め方等について検討を行いました。

事務局から検討結果の説明をお願いいたします。

## 安富賃金課長

それでは、6月15日に開催されました運営小委員会で、今年度の審議の進め方等につきまして確認されました11点につきましてご説明させていただきます。

まず、1点目は、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項についてでございます。地域別最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の審議につきましては、毎年、総会での承認を得た了解事項、これに基づきまして運営を行っておりますが、本総会に報告する了解事項（案）は、資料4のとおりでございます。昨年度の了解事項を本年度も踏襲するという事となっております。

2点目は、実地視察についてでございます。本年度も大阪府最低賃金専門部会委員の皆様により、実地視察を実施していただくこととなりました。対象事業業種はクリーニング業とすることになっております。

3点目は、地域別最低賃金の目標の発効日についてでございます。早期発効のため、10月1日発効を目標とする申し合わせがなされたところでございます。

続きまして、4点目でございます。4点目は特定最低賃金の目標発効日についてでございます。こちらも早期発効のため、審議のグループ分けを行わず、全業種とも12月1日発効を目標とする申し合わせがなされたところでございます。

続きまして、5点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議方法についてでございます。昨年度同様、全ての業種において、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行っていただくこととなりました。

ただし、特別小委員会そのものは、今後の特定最低賃金の新設の申し出ですとか、現行特定最低賃金の廃止の検討審議の可能性に備えて残しておくということとなっております。

次に、6点目でございます。特定最低賃金の基幹的労働者、適用除外業務の範囲の見直しに関する審議につきまして、範囲の見直しにかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会でを行うこととなりました。

次に、7点目でございます。特定最低賃金の不一致審と異議審の開催日の置き方は、効力発生日の目標から切り離して設定することとなりました。すなわち、全会一致で改正決定の結論が出た場合のみ、目標でございます12月1日付での効力発生ということになります。

次に、8点目でございます。特定最低賃金の必要性審議の専門部会で一致しない状況になった場合に、不一致審で結審した旨の報告を受ける総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、一つの総会にまとめて、かつ金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会ともあわせて、予定しております第329回総会で審議することとなりました。

次に、9点目でございます。特定最低賃金の異議審の設定方法でございますけれども、金額審議で全会一致に至った場合と不一致審を経て答申に至った場合のいずれでありましても、異議申し出が出された場合、その異議審はまとめて第330回総会で予定することとなりました。

次に、10点目でございます。特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に当たり、関係労使から意見聴取する方法についてでございますが、従来どおり意見書で提出をしていただくということとなりました。

最後に11点目でございます。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取につきましては、7月27日に開催される予定の第326回総会で行うこと、意見陳述時間は総枠30分以内と

すること、意見を陳述される方の人選は、労働者側は井尻委員、使用者側は平岡委員にお願いをするということになりました。

なお、意見陳述の人数につきましては、労働者側は3人、使用者側は本日この場で人数をご説明いただくということになりました。

運営小委員会の報告は以上でございます。ご協議をお願いいたします。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から運営小委員会の審議結果等についてのご説明がありました。この内容につきまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

## 服部会長

それでは、少し確認をさせていただきます。

ただいま運営小委員会から11点のご説明がございました。資料は配付いただいている4から6にその詳細をお示しいただいております。

第1点目ですが、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項でございます。昨年度の了解事項を本年度も全て踏襲をするということとございました。

2点目は、本年度も大阪府最低賃金専門部会委員により、実地視察を実施するという事です。対象の事業はクリーニング業とするということとございました。

3点目は、地域別最低賃金の目標発効日を10月1日とするということです。

この1点目もそうですが、これ以降のことは資料の6、あるいは8に大変見やすい一覧表になっておりますので、そちらをごらんいただきながらご確認いただいてもよいかと存じます。

第4点目です。特定最低賃金の目標発効日を12月1日とする。

第5点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議方法についてです。昨年度同様、全ての業種において、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行っていただくということになりました。

ただし、特別小委員会は今後の特賃の新設の申し出並びに現行特賃の廃止の検討審議の可能性に備えて残しておくということになりました。

続きまして6点目です。特定最賃の基幹的労働者、適用除外業務の範囲の見直しに関する審議について、範囲の見直しにかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会で行うということとなりました。

続きまして7点目です。特定最賃の不一致審と異議審の開催日の置き方は、効力発生日の目標から切り離して設定することとなりました。この点も資料の8などをご確認いただきながらで結構かと存じますが、すなわち全会一致で改正決定の結論が出た場合のみ、目標である12月1日付で効力発生となります。

続きまして8点目です。特定最賃の必要性審議の専門部会で一致しない状況となった場合、不一致で結審した旨の報告を受ける総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、一つの総会にまとめ、かつ金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会ともあわせて、本年度5回目の第329回総会で予定することとなりました。これもお手元資料の6ないしは8でお示

しをいただいております。

9点目です。特定最賃の異議審の設定方法ですが、金額審議で全会一致に至った場合と不一致審を経て答申に至った場合のいずれであっても、異議申し出が出された場合、その異議審はまとめて、本年度6回目の第330回総会で予定することとなりました。

第10点目です。特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に当たり、関係労使から意見聴取する方法についてですが、これについては従来どおり意見書で提出をしていただくこととなりました。

最後に11点目です。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取について、7月27日に開催される第326回総会で行うということとされ、意見陳述時間は総枠で30分以内とすること、並びに意見陳述の人数については、労働者側は3人、使用者側につきましては本日人数をご説明をいただくこととなっております。

以上、大変多いんですけども、11点のご報告がございました。

最後の11点目の使用者側からの意見陳述の人数についてでございますが、使用者側の委員からご説明をいただけますでしょうか。

## 平岡委員

本年度は昨年と同じく、実地視察で実態を確認するというのもございますので、本年度の使用者側の陳述は「なし」という形で進めていただきたいと思います。

なお、この実地視察につきましては、昨年度から実施していただいております。昨年はビルメンテナンス業の確認をさせていただきました。その後の審議に非常に有用な情報を本委員間で共有できたかと思えます。

本年度につきましても大変だと思いますけれども、ご準備のほど、あわせてお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

## 服部会長

ありがとうございました。

人数につきましては、今年度はゼロということで、そのかわり先ほどの説明でもございましたように、実地視察があるということで、それをもってかえるという形で進めるということでございます。

それでは、意見陳述につきましては、労働者側は3人から意見聴取を行います。意見陳述の時間は総枠30分の範囲内で事務局に調整をしていただくということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

それでは、ご承認をいただきました。

それでは、本年度におきまして、ただいまの点も含め、この運営小委員会のご報告のとおり審議を進めることといたしたいと存じます。よろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、ご了承いただきましたので、そのように本年度は審議を進めさせていただきます。

続きまして、議事の(2)に入らせていただきます。大阪府最低賃金の改正決定について(諮問)に入ります。

この件について、事務局よりご説明をお願いいたします。

## 安富賃金課長

平成30年度の大阪府最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、その経過につきまして事務局からご説明申し上げます。

ご承知のことと存じておりますけれども、6月26日、第50回中央最低賃金審議会が開催されまして、厚生労働大臣から地域別最低賃金額改定の目安についての調査審議の諮問がなされたところでございます。

我が国経済は、名目GDPと実質GDPがともに過去最大規模に拡大するとともに、有効求人倍率は44年ぶりの高さとなり、失業率は25年ぶりの水準まで低下しているなど、デフレ脱却への道筋を進んでいるところでございます。

一方、昨年3月、総理を議長に産業界と労働界のトップが構成員となった働き方改革実現会議で決定されました働き方改革実行計画における課題といたしまして、政労使が一体となって働き方改革を進め、生産性向上の成果を働く人に分配することで賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る、成長と分配の好循環が構築されること、また経済の好循環をさらに確実にすることにより、総雇用者所得を増加させていくとされているところでございます。

このような認識のもと、働き方改革実行計画においては、最低賃金については年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮をしつつ引き上げていく、これにより全国加重平均が1,000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上のための支援や取引条件の改善を図るとされているところでございます。

皆様方におかれましては、このような点につきましてもご配慮をいただきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正決定の諮問を行わせていただくことといたします。

会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から会長に諮問文を手交する)

## 安富賃金課長

それでは、席へお戻りいただけますでしょうか。

(事務局は、諮問文(写)を各委員に配布する)

## 青木指導官

皆様、写しはお手元に届きましたでしょうか。

それでは、改めて諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基0704第1号

平成30年7月4日

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 田畑一雄

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

## 服部会長

ただいま局長から諮問をお受けいたしました。

それでは、今後の事務的な手続について、ご説明をお願いいたします。

## 佐渡主任賃金指導官

それでは、説明させていただきます。

ただいま局長から諮問申し上げましたので、本日付で、専門部会委員の任命のための推薦を求める公示、そして関係労使の意見聴取の公示をいたします。

専門部会委員の任命のための推薦を求める公示の締切日は7月12日木曜日とさせていただきます、大阪府最低賃金に係る関係労使の意見聴取の公示の締切日は7月19日木曜日とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

その後、委員の任命の手続を経まして、専門部会を開催していただくことになります。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問及び事務局からの説明に関しまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。よろしいですか。

（ な し ）

## 服部会長

それでは、次の議事に移らせていただきます。

議事（3）特定最低賃金の改正決定等について（諮問）に入ります。

事務局よりご説明をお願いいたします。



## 佐渡主任賃金指導官

それでは、お手元にお配りしております資料の13ページ、資料7、こちらをご覧ください。

当局で決定しております7件の特定最低賃金全てについて改正を行うよう関係労働組合から申し出があり、申し出の要件を満たすものとして、7業種全て6月29日付でこれを受理いたしました。

従いまして、7件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と改正決定の必要性ありとの結論に達した特定最低賃金の改正決定について、併せて諮問することといたします。

## 安富賃金課長

それでは、会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から会長に諮問文を手交する)

## 安富賃金課長

それでは、席へお戻りいただけますでしょうか。

(事務局は、諮問文(写)を各委員に配布する)

## 青木指導官

皆様、写しはお手元に届きましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基0704第2号

平成30年7月4日

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 田畑一雄

最低賃金の改正決定等について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)(以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・大阪府塗料製造業最低賃金
- ・大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・大阪府自動車小売業最低賃金

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいま大阪府塗料製造業最低賃金外6件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と必要性ありとの結論に達した最低賃金の改正決定につきまして、局長から諮問がございました。

なお、特定最低賃金の審議の流れに関しましては、特別小委員会での審議事項になりますが、本日、この総会の前に開催された第1回特別小委員会でご審議をいただいておりますので、水島委員長から報告をお願いいたします。

## 水島委員長

本日開催しました第1回特別小委員会について報告させていただきます。

先ほど議事(1)の中で会長から運営小委員会の審議結果をご報告いただきましたが、このうち特定最低賃金の審議に関する事項を特別小委員会において確認いたしました。

また、特定最低賃金の審議に係る改正の必要性の有無にかかる意見書でございますが、昨年同様、各専門部会の労使を代表する各委員から提出いただくことになりましたのでご報告いたします。

以上です。

## 服部会長

どうもありがとうございました。

水島委員長から報告をしていただきましたが、この点につきまして、質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

## 服部会長

それでは、皆様方にご承認いただいたということで先に進ませていただきます。

今年度、特定最低賃金の審議に係る改正の必要性にかかる意見書に関しましては、昨年同様、各専門部会の労使を代表する各委員から提出をしていただくということでよろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

それでは、異議なしということでご了承いただいたということで、そのように進めてまいりたいと存じます。

それでは、今後の手続について事務局よりご説明をお願いいたします。

## 佐渡主任賃金指導官

ご説明させていただきます。

7業種全てで関係労使委員の入った専門部会を設置して改正決定の必要性の有無を審議していただくこととなりましたので、本日付で7件それぞれ専門部会委員任命のための推薦を求める公示をいたします。

推薦公示の締切日は7月12日木曜日とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

その後、委員任命の手続を経まして、専門部会を開催し、審議していただくこととなります。専門部会の開催は、8月上旬の地域別最低賃金答申後となる見込みでございます。

また、この専門部会は、改正決定の必要性ありの結論に達した特定最低賃金については、そのまま改正決定の金額審議の専門部会も兼ねることとなります。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

それでは、質問がないようですので、先に進ませていただきます。

続きまして、議事(4)のその他に入ります。

まず、本年度の審議日程でございますが、配付いただいている資料15ページの資料8をご覧ください。

この案につきましては、運営小委員会の検討結果を踏まえ、事務局を通じて日程調整を行いました結果でございます。それに基づいて開催日を設定しております。

8月3日金曜日、第3回総会のところに、赤字の括弧書きで8月6日期限とありますが、これは地域別最低賃金を10月1日発効とするための答申日の期限が8月6日という意味であります。

また、異議の申し出に係る総会は8月21日火曜日に開催を予定しております。

中央最低賃金審議会の目安審議の状況等により、日程を変更する場合もございますが、基本的にはここにあります審議日程(案)を進めたいと存じますが、よろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようですので、本年度は資料8にございますように、この日程に即して審議を進めてまいりたいと存じますので、皆様、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、日程の変更等がございましたら、その点につきましては、改めてその時点での対応もよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から何か他にございますでしょうか。

## 佐渡主任

本日の配付資料の37ページ、資料13、団体からの最低賃金改正等に係る要請等、こちらにつきましてご説明をさせていただきます。

資料13は、昨年8月22日に開催されました第324回総会以降に提出された最低賃金に係る労働団体等からの要請書でございます。

まず、37ページ、資料13-1、こちらは昨年10月24日付で全日本建設交通一般労働組合大阪トラック部会から提出されましたトラック運転者の労働環境改善を求める要請書といたしまして、道路貨物運送業（トラック運輸）の特定最低賃金の新設における審議会の設置等の要件について、最低賃金法第1条の趣旨に基づき改正することを求める申し入れでございます。

次に、39ページ、資料13-2、こちらは本年2月16日付で関西合同労働組合から提出されました最低賃金を1,500円にすることを求める要求書でございます。

そして、次に43ページ、資料13-3、こちらは本年4月5日付で、近畿地方交通運輸産業労働組合協議会議長、同協議会トラック部会長、大阪交通運輸産業労働組合協議会トラック部会長、この連盟で2018年度交通運輸産業政策制度要求申し入れといたしまして、トラック運転者の特定最低賃金制度が制定されるよう、審議の前提となる公正競争ケースの申し出の要件の判断に際しまして、行政としての支援策を講じられたいとの申し入れがなされたものでございます。

そして、次に51ページ、資料13-4、こちらは全大阪労働組合総連合から最低賃金の時間額1,500円以上への引き上げと全国一律最低賃金の法制化を求める要請書といたしまして、本年6月19日に提出されたもので、大阪府最低賃金は時間額1,000円以上として速やかに実現すること、その上で、時間額1,500円以上、日額1万2,000円以上、月額24万円以上へ引き上げること、生計費原則に基づく最低賃金額を決定すること、全国・全産業一律の最低賃金制を確立すること、最低賃金の日額、月額設定を復活させること、最低賃金審議会、専門部会の委員選任について、公正・民主的に任命すること、専門部会の全てを公開することなどの要請が、加盟労組323団体からの要請書及び7,675筆の署名とともに提出されております。

次に、57ページ、資料13-5、こちらは日本労働組合総連合会大阪府連合会から、大阪府最低賃金の大幅な引き上げに向けた要請といたしまして、本年6月29日付で提出されたもので、大阪府最低賃金は政労使合意の雇用戦略対話及び政府の成長戦略に基づき、早急に連合大阪リビングウェイジ1,000円（時間額）以上に引き上げること、最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充を図ること、特定最低賃金の新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げを図り労働条件を向上させること、大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者及び関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること、特に割合が増加している非正規労働者の生活実態及び意見を尊重することなどを求める要請がなされたものでございます。

以上の要請文と署名原本を公益委員のお席の後ろに置いており、ご披露させていただいております。資料13につきまして、以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、この内容について、何かご質問はございませんでしょうか。いか

がでしょうか。

( な し )

## 服部会長

ございませんようでしたら、委員の皆様、これ以外について何かございましたら。

どうぞ、井尻委員。

## 井尻委員

労働側の井尻のほうから、今年度の審議に当たってということで申し上げたいと思っております。

今、要請という形で連合大阪からも意見書を上げさせていただきましたけれども、早急にリビングウェイジの水準に到達をお願いしたいと思っております。これまで何度も申し上げてまいりましたけれども、先進国の中において、日本の水準は極めて低いと認識をしております。政府のさまざまな施策において、ここ数年、従来に比べると大幅な引き上げになってきているということに関しては認識をしております。

また、大阪の情勢ですけれども、ご承知のとおり、インバウンド事業に支えられているという状況の中で、訪日客については1, 100万人を超えるというような状況で、過去最高でございますし、個人消費についても報道でありましたように、会社名を申し上げるのはどうかとは思いますが、高島屋さんの大阪店が66年ぶりに東京の日本橋店を抜くといったような状況になっています。

また、その裏付けといたしましても、大阪における開業数、開業率についても、2桁伸びを示すというような状況で、東京を上回っているというのが今の現状だと思っております。

また、労働情勢についても、人手不足感が相まってということで、有効求人倍率についても全国平均を上回る状況の中で、大変活況だと認識をしております。

そんな中で迎える今年度の審議に対してですけれども、ベースとなる春闘についても、我々の連合大阪で把握している内容においても、昨年を上回る数字になっておりますし、また非正規労働者の時給ということについては、大阪の数字はつかめていないんですけれども、連合全体で申し上げますと、昨年よりも3.47円上がって24.77円というのが今の状況でございます。

こういった状況の中で昨年26円上がって909円になりましたけれども、非正規労働者の時給水準を見ても、やっぱりダイレクトに効いてきているのかな、と思っておりますので、我々が果たすこの役割というのは極めて重要だと思っておりますので、限られた時間の中ではございますが、最賃法の1条や憲法25条に匹敵するような水準に上げていきたいと考えておりますので、審議の中で積極的な意見提起を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

他の委員からも何かございましたら。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

( な し )

## 服部会長

ないようでしたら、今後の日程について、事務局からご説明をお願いいたします。

## 佐渡主任賃金指導官

ご説明申し上げます。

では、次回、本年度第326回総会を7月27日金曜日、午前10時ちょうどに予定しております。議事といたしましては、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達、関係労働者の意見陳述、意見聴取、昨年度大阪府最低賃金額答申要望に対する取組報告、以上を予定しております。

委員の皆様には、よろしくお願い申し上げます。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいまの今後の日程のご説明等について、何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

それでは、当面の審議の進め方については、ただいまのこれまで説明があったとおりですので、どうかよろしくお願いをいたします。

その他、何かございませんでしょうか。

( な し )

## 服部会長

何か、使用者を代表する委員、ございませんか。

( な し )

## 服部会長

公益を代表する委員から、ございませんか。

( な し )

## 服部会長

それでは、本日の会議の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員には井尻委員に、使用者を代表する委員には平岡委員をお願いいたします。

事務局からほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

( な し )

**服部会長**

ありがとうございます。

それでは、本日はこれで閉会といたします。

皆様、ご協力ありがとうございました。

(閉会 16時15分)